

特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別養護老人ホーム等の整備をするため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人をいう。

2 この要綱において、「特別養護老人ホーム等」とは、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、創設整備に係る特別養護老人ホームに併設する介護保険法の規定による指定短期入所生活介護事業を行うための居室等の部分（以下「老人ショートステイ用居室」という。）及び老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

3 この要綱において、「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増床	既存施設の定員を増加させるための整備をすること。
改修増床	既存施設を、増築を伴わず施設内部の改修によって定員を増加させるための整備をすること。
改築	既存施設を取り壊して新たに施設を整備すること（建築後概ね30年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。 ただし、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に存する施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外に移転する場合はこの限りではない。）。
大規模修繕	既存施設について、次に掲げる工事で補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすること。 ① 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ② 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ③ ①及び②以外の大規模な修繕で特に必要と認められる工事

4 この要綱において、「設備整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をい

う。

整備区分	整備内容
初度設備整備	施設の創設及び改築に伴って必要となる初度設備を整備すること。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、社会福祉法人等が特別養護老人ホーム等を整備する事業を対象とし、施設種別ごとに対象となる整備区分は次のとおりとする。ただし、政令指定都市及び中核市に設置する施設に係る事業については対象外とする。

施設種別	整備区分
特別養護老人ホーム (広域型) (改築、大規模修繕については、市町村が開設した施設を除く。)	創設、増床、改修増床、改築、大規模修繕
老人ショートステイ用居室	老人ショートステイ用居室の併設 (広域型特別養護老人ホームの創設に伴う併設に限る。)
養護老人ホーム (市町村が開設した施設を除く。)	改築、大規模修繕
軽費老人ホーム (市町村が開設した施設を除く。)	大規模修繕

2 前項の規定にかかわらず改築及び大規模修繕については、当該対象施設が、既に大規模修繕に係る補助金の交付を受けているものである場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年以上経過していないときは、交付の対象としない。ただし、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に存する施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外に移転する場合はこの限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 社会福祉法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は社会福祉法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、社会福祉法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、社会福祉法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が社会福祉法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、社会福祉法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- (7) 大規模修繕については、特別養護老人ホーム等が令和6年度以降当該補助金の交付を受けて施設整備したとき。
- (8) 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）において特別養護老人ホーム等の施設整備を行うとき。（防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く）
- (9) 災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）において、特別養護老人ホーム等の施設整備を行うとき。（防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除く）ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
 - ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の（ア）から（エ）の全てに該当すること。ただし、大規模修繕を行うときは次の（エ）に該当すること
 - イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること。ただし、大規模修繕を行うときは次の（エ）に該当すること。
 - (ア) 施設整備を行う特別養護老人ホーム等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - (イ) 施設整備を行う特別養護老人ホーム等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける特別養護老人ホーム等の施設整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - (ウ) 施設整備を行う特別養護老人ホーム等又は特別養護老人ホーム等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするた

めの施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(エ) 施設整備を行う特別養護老人ホーム等の事業用地が所在する災害イエローノーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(10) 令和5年度以降、災害イエローノーンにおいて施設整備（創設のみ）の整備計画が認められ、当該補助金の交付を受けたとき。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算定する。なお、市町村補助金が交付される場合は、当該市町村補助額と県費補助額の合計が総事業費を超えないものとし、また前年度以前からこの要綱に基づく補助を受けている事業（継続事業）については、初年度の交付要綱に定める基準額を適用する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 施設整備（改修増床及び大規模修繕を除く。）にあっては、別表第1又は別表第1の2の第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から市町村補助金その他の収入額（対象経費に係るものに限る。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、別表1又は別表第1の2の第1欄に掲げる施設種別ごとの第2欄に掲げる基準額に当該施設の定員数を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額を上限として算定する。

(2) 施設整備（改修増床及び大規模修繕に限る。）にあっては、別表第1又は別表第1の2の第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から市町村補助金その他の収入額（対象経費に係るものに限る。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、別表1又は別表第1の2の第1欄に掲げる施設種別の第2欄に掲げる基準額に当該施設の定員数を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額を上限として算定する。

(3) 設備整備にあっては、別表第2の第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から市町村補助金その他の収入額（対象経費に係るものに限る。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、別表2の第1欄に掲げる施設種別の第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を上限として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は交付の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の取得（建物の新築に比べ、相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎の整備に要する費用
- (4) その他必要と認められない費用

(交付条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければなら

ない。ただし、補助額の算定にかかわらない軽微な変更についてはこの限りでない。

(2) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な場合を除く。）

イ 建物の用途

ウ 入所定員

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、処分制限期間は、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」を準用する。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) 補助事業に係る建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(10) 社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約は、平成9年6月10日福総第518号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準」によらなければならない。

(11) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附配分金、並びに日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団、又はこれらに準ずる団体が交付する補助金、助成金等の交付を受けてはならない。

(12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対する指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は次によるものとする。

- (1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、交付の申請は、申請書正本に副本1部を添えて別に定める期日までに知事に提出して行わなければならない。
- (2) 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- (3) 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

（変更等申請手続）

第7条 この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5条第1号から第4号までの承認を受けようとする場合には、第6条に定める申請手続の例により、申請を行わなければならない。

（交付決定までの標準的期間）

第8条 知事は、第6条及び第7条による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に様式第5号又は様式第6号により交付の決定又は変更交付の決定を通知する。

（交付の方法）

第9条 この補助金は、概算払い交付することができるものとする。

（状況報告）

第10条 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、補助事業に係る工事に着手したときは様式第3号による工事着工報告書を当該工事に着手した日から起算して5日以内に知事に提出し、また、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）するまでの間において、様式第4号による工事進捗状況報告書を1月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条に基づく報告書の様式は、様式第2号のとおりとし、事業実績の報告は、補助事業が完了した日から起算して25日以内（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して25日以内）又は事業年度の3月15日のいずれか早い日までに、報告書正本に副本1部を添えて知事に提出して行わなければならない。

なお、繰越により補助事業が翌年度に引き続き行われるときは、整備費補助金の交付決定に係る事業年度の3月31日までに様式第7号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 実績報告書には、精算額内訳書及び歳入歳出決算書（見込書）抄本を添付しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第12条 知事は、事業年度の3月31日までに交付すべき補助金の額を確定し、様式第

8号により、補助事業者に対して通知する。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命じる。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 補助事業者は、特別の事情により、第3条、第5条、第6条、第9条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定める方法によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年9月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月22日から施行する。

2 設備整備費補助金については、平成16年度からこの要綱に基づく補助を受けている事業（継続事業）についても対象とする。

3 平成16年度から社会福祉施設設置整備費及び社会福祉施設設備整備費県費負担（補助）金交付要綱に基づく補助を受けている事業（継続事業）については、「地域介護・福祉空間整備等交付金における平成16年度からの継続事業の取扱いについて」（平成17年5月6日付け老計発第0506001号）の記2定める算定方法及び単価を適用する。

4 従来型特別養護老人ホーム増床整備費県費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月12日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成19年度までに交付決定した補助事業については、なお従前のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月25日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、様式第1号及び様式第2号を除き、平成19年度までに交付決定した補助事業については、なお従前のとおりとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

施設整備費補助基準額(令和7年4月1日以降)

1 施設種別	2 基 準 額	3 対 象 経 費
特別養護老人ホーム (広域型)	定員1人あたり (創設) 3,540,000円 (増床) 2,560,000円 (改修増床) 1,180,000円 (改築) 3,540,000円 (大規模修繕) 1,180,000円	施設整備費 施設整備に必要な工事費又は工事請負費(冷暖房工事費、浄化槽工事費、昇降機工事費、スプリンクラー工事費を含み、この交付要綱の第4条第2項に掲げる費用を除く。)
老人ショートステイ用居室	定員1人あたり (創設) 510,000円	
養護老人ホーム	定員1人あたり (改築) 3,540,000円 (大規模修繕) 1,180,000円	
軽費老人ホーム	定員1人あたり (大規模修繕) 1,180,000円	

(注) 特別養護老人ホームについて、改築と併せて増床するときの増床部分に対する補助金の基準額は、増床にかかる基準額を適用する。

別表第1の2

施設整備費補助基準額(令和7年3月31日まで)

1 施設種別	2 基 準 額	3 対 象 経 費
特別養護老人ホーム (広域型)	定員1人あたり (創設) 3,270,000円 (増床) 2,360,000円 (改修増床) 1,090,000円 (改築) 3,270,000円 (大規模修繕) 1,090,000円	施設整備費 施設整備に必要な工事費又は工事請負費(冷暖房工事費、浄化槽工事費、昇降機工事費、スプリンクラー工事費を含み、この交付要綱の第4条第2項に掲げる費用を除く。)
老人ショートステイ用居室	定員1人あたり (創設) 470,000円	
養護老人ホーム	定員1人あたり (改築) 3,270,000円 (大規模修繕) 1,090,000円	
軽費老人ホーム	定員1人あたり (大規模修繕) 1,090,000円	

(注) 特別養護老人ホームについて、改築と併せて増床するときの増床部分に対する補助金の基準額は、増床にかかる基準額を適用する。

別表第2

設備整備費補助基準額

1 施設種別	2 基 準 額	3 対 象 経 費
特別養護老人ホーム (広域型) (創設又は改築の整備に限る。)	1施設あたり 25,000,000円	設備整備費 設備整備に必要な需用費(消耗品費)、備品購入費又は工事請負費
養護老人ホーム (改築の整備に限る。)		